# 社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会 済生会光風園介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所運営規程

#### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部福島県済生会介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所訪問型設置規則(以下「規則」という。)の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業について必要な事項を定め、その利用者の要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

## (事業の種類)

第2条 規則第2条の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業サービスの事業の 種類は、介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所訪問型(以下「事業所」と いう。)が行う介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)とする。

## (運営方針)

- 第3条 事業所の職員は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ 自立した日常生活ができるよう入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支 援を行うものとし、その運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。
  - 一 介護予防・日常生活支援総合事業は、利用者の要支援状態の維持若しくは悪化の 防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に 行うものとする。
  - 二 自らその提供する介護予防・日常生活支援総合事業の質の評価を行い、常にその 改善を図るものとする。
  - 三 介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に 基づき、利用者が日住生活を営むのに必要な援助を行う。
  - 四 介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨 とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすい ように説明を行う。
  - 五 介護予防・日常生活支援総合事業に当たっては、介護技術の進歩に対応し適切な 介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
  - 六 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者 又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 2 総合事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (職員及び職務の内容等)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、職員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

| 職種      | 職務の内容            | 職員数    | 勤務形態等 |
|---------|------------------|--------|-------|
| 1 管理者   | 事業所の職員の管理及び事業の管  | 1人     | 常勤    |
|         | 理を一元的に行う。        |        |       |
| 2サービス提  | 介護予防訪問介護計画の作成及び  | 1人以上   | 常勤    |
| 供責任者    | 説明を行うほか、介護予防・日常生 |        |       |
|         | 活支援総合事業の利用申し込みに係 |        |       |
|         | る調整、訪問介護員等に対する技術 |        |       |
|         | 指導等のサービスの内容の管理を行 |        |       |
|         | うとともに、自らも介護予防・日常 |        |       |
|         | 生活支援総合事業の提供に当たる。 |        |       |
| 3 訪問介護員 | 介護予防・日常生活支援総合事業  | 2. 5人以 | 常勤換算  |
| 等       | の提供に当たる。         | 上      |       |

#### (営業)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 日曜日から土曜日までの毎日とする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、サービスの 提供時間は、午前7時00分から午後7時00分までとする。
- 三 連絡 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

## (介護の内容及び利用料)

- 第6条 介護予防・日常生活支援総合事業の内容は、次のとおりとし、介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、市町村が定める基準によるものとし、当該介護予防・日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。
  - 一 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、その他
- 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定介護予防訪問介 護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、 次のとおりとする。
  - 一 通常の事業実施地域を越えた地点から、1km当たり30円の自己負担
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

#### (事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、川俣町、福島市、伊達市とする。

#### (緊急時の対応)

第8条 訪問介護員等は、総合事業の提供を行っているときに利用者の病状に急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

## (苦情処理)

第9条 事業所の管理者は、提供した介護予防・日常生活支援総合事業に関する利用者 からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調 査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

#### (事故時の対応)

- 第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、 速やかに市町村、利用者の家族、事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

# (虐待の防止等のための措置に関する事項)

- 第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
  - (2) 成年後見制度の利用支援
  - (3) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
  - (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知徹底

#### (身体拘束等の禁止)

- 第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を 制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものと

する。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について職員への周知徹底
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

## (感染症対策に関する事項)

- 第13条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置 を講じるものとする。
  - (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 の定期的な開催及びその結果について職員への周知
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
  - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

## (業務継続計画の策定に関する事項)

- 第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び 訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変 更を行うものとする。

## (その他の運営事項)

- 第15条 事業所は、訪問介護員等の資質の向上を図るために、次の研修の機会を設けるものとする。
  - 一 採用時研修 採用後1箇月以内
  - 二 継続研修 年1回以上
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが ないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員の 雇用契約の内容とするものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する事項は、別に定めるものとする。

## 附則

- 1. この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2. 平成30年3月5日 一部変更(総合事業)
- 3. 令和5年5月29日 一部改正
- 4. 令和6年3月1日 一部改正